

神崎町賃借料情報

平成31年1月から令和元年12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10aあたり)は、下記のとおりとなっております。

令和2年4月1日

神崎町農業委員会

【田(水稲)の部】

| 地区名 | 10aあたり賃借料 | | | データ数 筆 |
|---------------------|-----------|----------|----------|-----------|
| | 平均額 円 | 最高額 円 | 最低額 円 | |
| 神崎地区 (神崎東部地区を含む) | 15,900 | 20,000 | 9,800 | 113 |
| 米沢地区 | 13,800 | 17,000 | 7,300 | 169 |

【畑(普通畑)の部】

| 地区名 | 10aあたり賃借料 | | | データ数 筆 |
|---------------------|-----------|----------|----------|-----------|
| | 平均額 円 | 最高額 円 | 最低額 円 | |
| 神崎地区 (神崎東部地区を含む) | 15,000 | 15,000 | 15,000 | 1 |
| 米沢地区 | 6,700 | 9,300 | 3,300 | 7 |

- 1 データ数は、集計に用いた賃貸借件数(筆数)である。
- 2 データの集計にあたり、著しく高額または低額の賃借料は除外している。
- 3 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としている。
- 4 【田(水稲)の部】で、物納の場合は1俵あたり14,050円として換算している。